

「地区公民館への再生可能エネルギー導入事業（PPA事業）」にかかる 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、鳥取市が実施する「地区公民館への再生可能エネルギー導入事業（PPA事業）」について、事業者を募集し、審査及び詳細協議を経て事業者を決定するために必要な事項について定めるものです。

1 事業概要

(1) 事業名

地区公民館への再生可能エネルギー導入事業（PPA事業）

(2) 事業内容

別添「地区公民館への再生可能エネルギー導入事業（PPA事業）仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりとします。

(3) 対象となる地区公民館（10館）

岩倉・湖山・神戸・西郷・中郷・小鷲河・日置谷・津ノ井・城北・成器

(4) 事業期間

運転開始から最長で20年間とします。

ただし、施設の廃止等により、契約の一部に変更の必要があった場合は、事業者と市で協議することとします。

2 参加資格

(1) 事業者の参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者となります。

ア 仕様書及び企画提案書に基づく事業を円滑に遂行できる能力を有すること。

イ 本事業と類似の事業履行実績を有すること。（本事業を実施する体制に含まれる協力事業者が有する実績でも構いません）

ウ 次のいずれの項目にも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(イ) 参加表明書提出期限の日以降において、本市からの指名停止処分を受けている者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者

(エ) 市税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) 事業者の構成

本プロポーザルは、単体事業者に加え、共同事業体の参加を認めます。共同事業体を構成して参加する場合は、次の全ての要件を満たす必要があります。

ア 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。

イ 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本事業の他の応募者でないこと。

3 参加申請書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に定める書類に必要事項を記載の上、電子メールにて提出することとします。

ア プロポーザル参加申請書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 参加資格に係る書類

（ア）類似事業の契約書等の写し（次の内容が証明できる部分の写しのみでよい）

・事業名、事業内容、発注者名、受注者名、契約年月日、契約期間

（イ）登記事項証明書 【コピー可】

エ 共同事業体協定書（様式任意）

・共同事業体を構成する場合に提出してください。

(2) 提出期間

令和4年11月24日～令和4年11月30日

(3) 提出先

鳥取市市民生活部協働推進課

kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

提出データは電子データ（PDF形式推奨）とします。

4 参加資格の確認及び企画提案書の提出を要請する者の選定

前項のとおり提出された参加申請書等に基づき、参加資格要件を満たしているか確認し、次のとおり通知します。

(1) 通知予定日 令和4年12月上旬（確認できた者から順次）

(2) 通知方法 電子メール

(3) 通知内容 参加資格を有すると認められた者には、企画提案書の提出を要請します。また、参加資格を有しないと認められた者には、その旨を通知します。

5 施設見学

前項の参加資格を有すると認められた者を対象に、施設見学を可能とします。

- ア 申込方法 施設見学を希望する場合、通知があった日から令和4年12月15日までに3(3)へ電子メールで申し込み
- イ 見学期間 令和4年12月1日～12月22日 ※予定

6 企画提案書の提出

4の企画提案書の提出要請を受けた者は、仕様書や参考資料等を十分に確認の上、次のとおり書類の提出をお願いします。

(1) 提出書類(以下、アからオを企画提案書とします)

ア 企画提案書(様式3)

イ 技術提案(様式3-1)

(ア) 実施方針

- ・提案の基本方針・概要等を記載してください。
- ・設備の平常時のシステム構造図を記載してください。

(イ) 太陽光発電設備

- ・各施設における想定設置容量(太陽光発電設備定格出力(kW))を検討してください。
- ・設置する設備の仕様(製品名等)を記載してください。

(ウ) 自家消費電力量

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討してください。
- ・自家消費率を示し、併せて設備設置容量と自家消費率の見積もり根拠(考え方)を示してください。

(エ) 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)を記載してください。
- ・想定する設置場所、設置方法におけるJIS C8955(2017)に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載してください。
- ・太陽光発電設備が設置可能な場所は、原則として施設の屋根とします。

ウ 実施体制(様式3-2)

(ア) 実施体制図

- ・代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示した体制図を作図してください。図には、事業を実施する要員について、資格、経験等を記載してください。

(イ) 工事計画概要、実施体制、スケジュール

(ウ) 市内事業者の活用計画

(エ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)、実施体制、スケジュール

(オ) 故障、緊急時の対応体制図

(カ) 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画【(カ) に関しては様式任意とします】

(キ) 事業実施中のリスクへの対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること【(キ) に関しては様式任意とします】

エ 料金体系 (様式 3-3)

(ア) 契約 P P A 単価

- ・本事業で市が買い取る (施設で自家消費する) 電力の料金単価を記載してください。
- ・この金額は、電力供給及び提案内容の実現に必要な一切の諸費用を含めるものとします。
- ・単価は事業期間中一定とし、市が提示する 提案限度 P P A 単価 (24 円/kWh) 未満の価格で提案をお願いします。(単価は、消費税及び地方消費税を含まない価格で提示してください。)

(イ) 行政財産使用料にかかる使用料係数

- ・設備設置にあたって事業者が市へ支払う使用料にかかる使用料係数を記載してください。なお、使用料係数は 3% (0.03) より大きな値とします。
- ・鳥取市行政財産使用料条例に基づく行政財産使用料は、次の式により算出します。同条例を確認の上、記載してください。

算出式：調達価格※×太陽電池容量の合計(kW)×1,000×使用料係数

※この「調達価格」は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)第 3 条第 2 項に規定する調達価格のうち、事業者
に適用されるものをいいます。(様式 3-3 にも説明を記載)

オ 独自提案 (様式 3-4)

- ・提案者が有する知識や技能、経験等を生かし、本事業で期待する効果 (地区公民館への再生可能エネルギー導入事業 (P P A 事業) の事業者選定にかかる公募型プロポーザル基本方針を参照) を高める提案があれば記載してください。
- ・本事業を通じて市が推進する各種施策に貢献する提案があれば記載してください。

7 企画提案書の提出にあたっての留意事項

- ・複数ページにわたることも可としますが、要点をまとめてください。
- ・企画提案書には、提案者が特定できないよう、会社名及び会社のロゴ等を記載しないでください。
- ・企画提案書の内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載してください。また、企画提案書の内容は、2 通り以上に解釈できるような記載はしないようお願いします。
- ・記載内容は、具体的かつ分かりやすく記述してください。

- ・提出された企画提案書は、返却しません。
- ・提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しません。ただし、選定に必要な作業を行う場合は複製することがあります。
- ・国等の補助金活用を想定している場合は、補助金を受けられない場合の対応や事業実施の可否などが分かるよう企画提案書を作成してください。

8 企画提案書の提出方法

(1) 提出方法及び提出部数

6の提出書類について、次のとおり提出してください。

	電子データ	紙資料
企画提案書（様式3）	要（PDFデータ）	1部
技術提案（様式3-1）	要（PDFデータ）	7部（正本1部、副本6部）
実施体制（様式3-2）	要（PDFデータ）	7部（正本1部、副本6部）
料金体系（様式3-3）	要（PDFデータ）	1部
独自提案（様式3-4）	要（PDFデータ）	7部（正本1部、副本6部）

(2) 提出期限

令和4年12月28日（火）17時 ※電子データ必着

(3) 提出先

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

鳥取市市民生活部協働推進課 地区公民館係 担当：小川・清水

TEL 0857-30-8178 FAX 0857-20-3919

メール kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

9 質問の受付及び回答

(1) 参加資格に向けた質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、次のとおり受け付けます。

ア 提出方法：電子メール（様式4）

イ 提出期間：令和4年11月7日～11月14日

ウ 提出先：4の提出先と同じ

エ 回答方法：本市ホームページに掲載（掲載予定日：令和4年11月17日）

(2) 企画提案に向けた質問の受付及び回答

4の通知を受けた者に対してのみ、前項とは別に質問受付期間を設けます。なお、追加質問の方法については、4の通知を併せてお知らせします。

10 企画提案の審査

(1) 審査委員会の設置

本事業の事業候補者（最優秀提案者）を選定するため、「地区公民館への再生可能エネルギー導入事業（PPA事業）にかかる公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」を設置し、審査します。

(2) 審査委員会の内容

ア 開催日 令和5年1月中旬（予定）

- ・会場や時間等の詳細は、参加資格を有すると認められた者に対して電子メールでお知らせします。

イ 審査内容 企画提案書を用いたプレゼンテーション（15分）、質疑応答（15分）とします。

ウ 留意事項 審査委員会は非公開とします。また、自然災害及び感染症対策等のため審査委員会が必要だと認めた場合はオンラインにて開催する場合があります。

(3) 審査基準

審査委員会における審査基準となる項目は次のとおりです。詳細な評価項目及び配点は、別表のとおりです。

《審査基準となる項目》

- ・技術提案に関する項目：導入設備の仕様、設置方法等
- ・実施体制に関する項目：工事・業務遂行能力、市内事業者の活用、リスク管理等
- ・料金体系に関する項目：電気料金の削減に関する項目
- ・独自提案に関する項目：PPA事業の効果を充実させる項目

(4) 審査結果の通知

審査結果の通知は、電子メールで行うほか、本市公式ウェブサイトに掲載します。

11 事業者の決定について

10により選定した事業候補者（最優秀提案者）と市が詳細を協議し、事業化に向けて双方が合意した場合、事業化に向けた契約を締結します。ただし、事業候補者として詳細協議及び契約締結できる期間は、令和5年10月31日までとします。

この契約締結をもって事業候補者を事業者とします。

12 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する費用は全て参加者の負担とします。

(2) 次の項目に該当した場合、提案者または事業候補者としての選定を取り消します。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 不正な利益を得る目的で審査委員等と接触したとき

別表 審査基準

審査委員会において、下記の審査基準に基づく企画提案の審査を行い、最も優れた提案をした者を最優秀提案者（事業候補者）とする。

1 評価項目及び配点等評価表

評価項目	評価の視点	係数	配点
(1) 技術提案に関する項目 (110 点)			
導入設備の仕様	・ 機器の性能は適切か (要求水準を満たすか) ・ 当該施設で自家消費することができる適切な容量となっているか、その考え方はどうか	10	50
提案の妥当性	・ 電力系統やシステムの構成は適切か ・ 安定した電力供給体系になっているか	8	40
設備の設置方法	・ 設備の設置方法や設置箇所は適切か ・ 施工にあたって施設への影響はどうか	4	20
(2) 実施体制に関する項目 (110 点)			
工事遂行能力の確保	・ 実施体制や実施人員、スケジュールは適切か ・ 設備設置における安全性は確保されているか	4	20
市内事業者の活用	・ 市内事業者を活用する提案となっているか	6	30
業務遂行能力の確保	・ 設備の維持管理、運転、点検等の計画は適切か ・ 計画どおり維持管理できる体制となっているか	6	30
事業性の確保	・ 資金調達を含めた資金計画は適切か	2	10
リスク管理	・ 故障、緊急時の対応は適切か ・ リスク管理されており、損害補償などの対策は適切か	4	20
(3) PPA事業の効果を充実させる独自提案 (30 点)			
独自提案	・ 提案者の知識や技能、経験等を生かした提案か ・ 鳥取市の各種施策に貢献する内容か ・ 10施設全体で効果的に発電する工夫があるか。	6	30
小計			250

2 料金体系に関する項目 (価格評価点) 上限: 100 点

契約PPA単価に関する価格評価点は、次の数式により算出する。

$$20 \times (\text{提案限度PPA単価} - \text{契約PPA単価}) = \text{価格評価点}$$

3 評価方法及び合計評価点の算出

(1) 1に定める(1)～(3)の各評価項目について6段階評価(非常に優れている:5点、優れている:4点、ふつう:3点、やや劣る:2点、劣る:1点、非常に劣るまたは提案なし:0点)を行い、評価点に各項目の係数を乗じて得られた点数を評価点とする。

(2) 前項の評価点と、2に定める価格評価点を合算した点数を提案者の合計評価点(最高350点)とする。

4 最優秀提案者の決定方法

(1) 合計評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者とする。

(2) 合計評価点が高い提案者が複数の場合の最優秀提案者の決定方法は、「①契約PPA単価が低い方」、「②施設使用料係数が高い方」、「③対象施設の数が多い方」、「④審査委員の多数決」の順とする。

(3) 3(1)による評価点が、120点未満の提案者は、最優秀提案者として決定しない。